資料５－４

総務省「マイナンバーカードの普及促進のための公的個人認証サービスを活用した先行事例の実現に向けた実証事業」

平成27年度実証事業概要

～　『電子私書箱』を活用したワンストップサービスについて　～

公的個人認証サービス
広報用キャラクター

愛称
「マイキーくん」

１．手続の現状とその評価

1.1　申請者からみた手続の現状

1.2　手続件数からみた評価

1.3　負担まとめ

1.4　経済界からの提言

1.1　申請者からみた手続の現状

●保育所入所申請とは、保育所への入所を希望する父母（申請者）が、自治体に対して行う手続

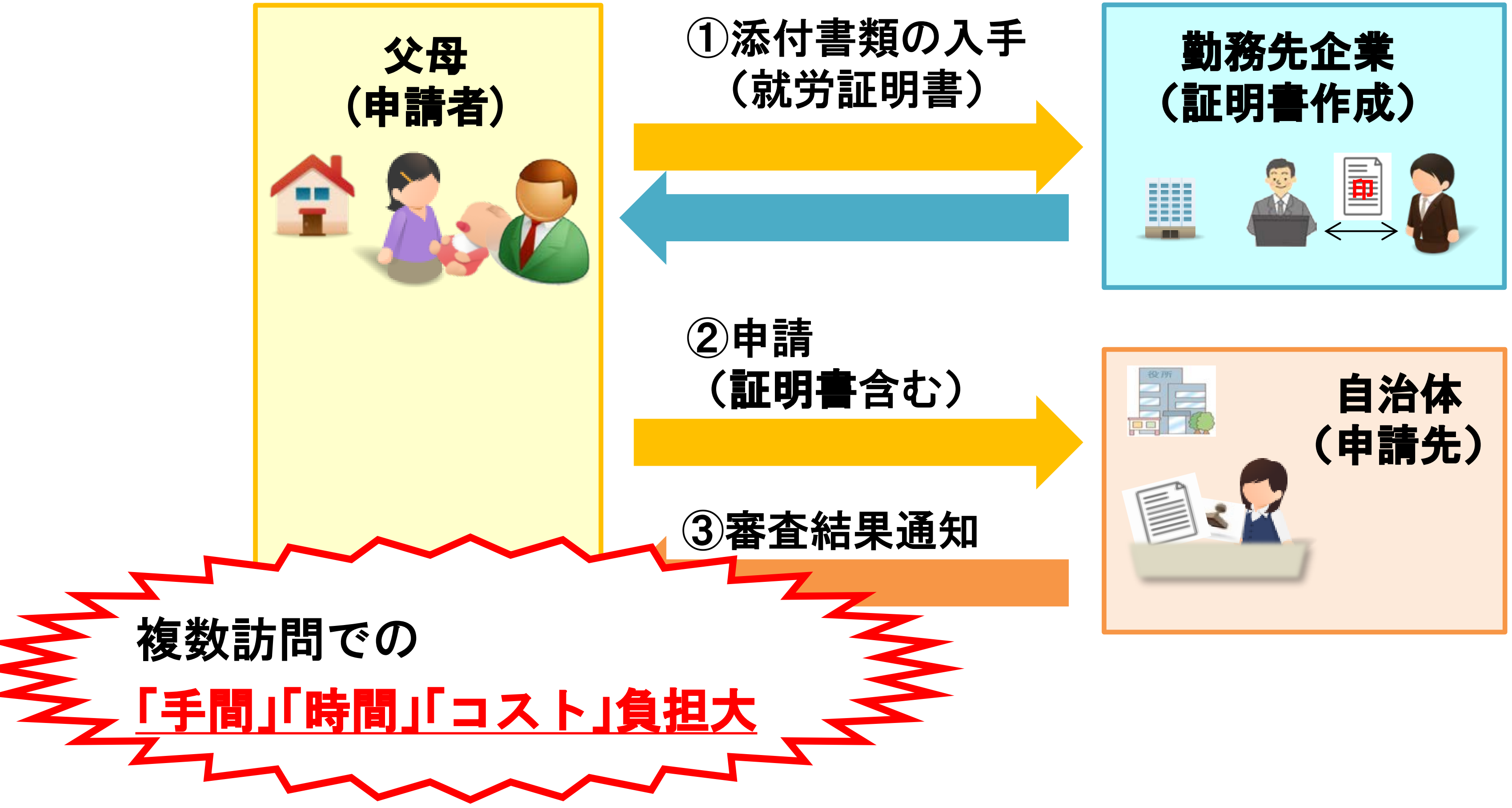

●手続は**児童全員分**を毎年実施、**一時期**に集中

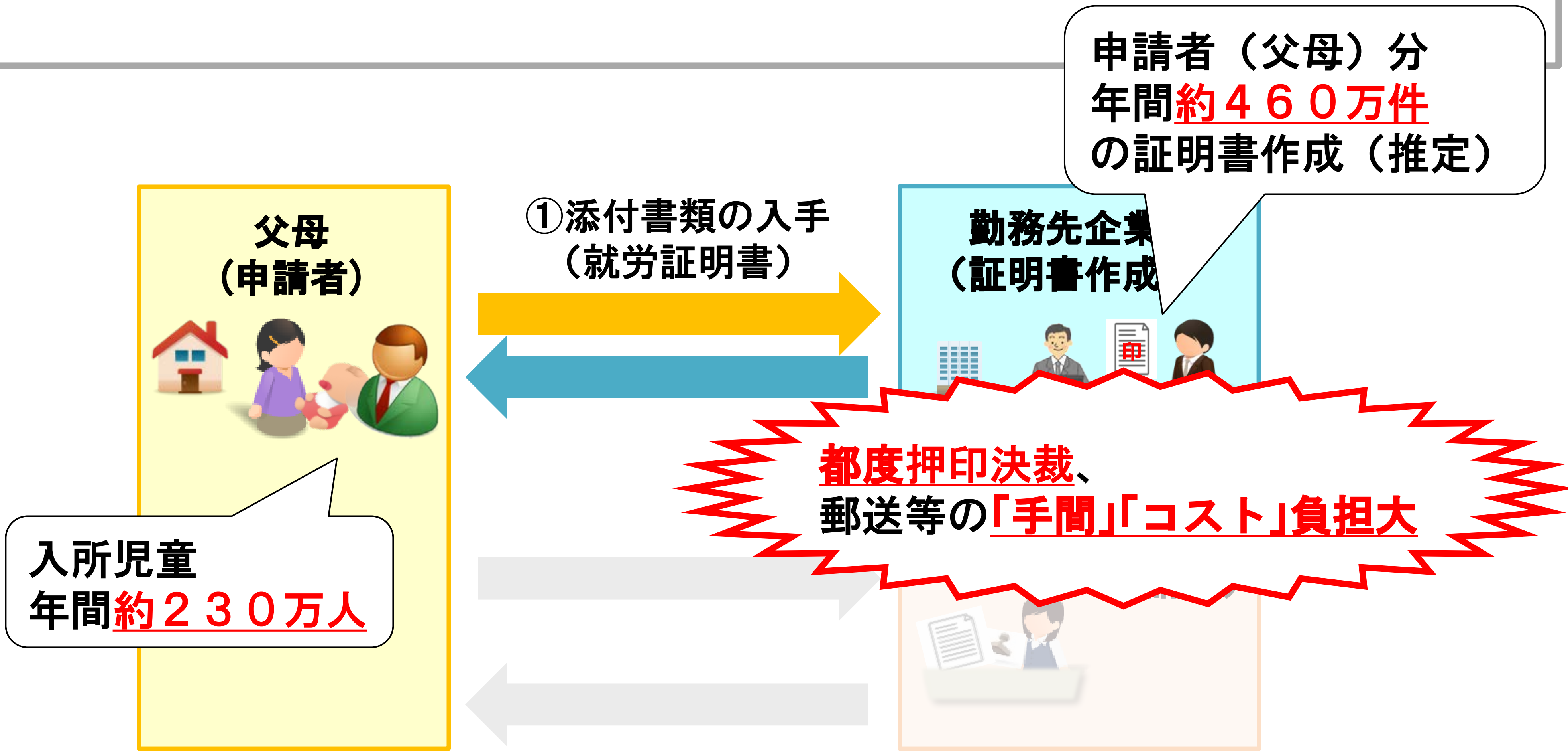

1.2　手続件数からみた評価

●手続は**児童全員分**を毎年実施、**一時期**に集中

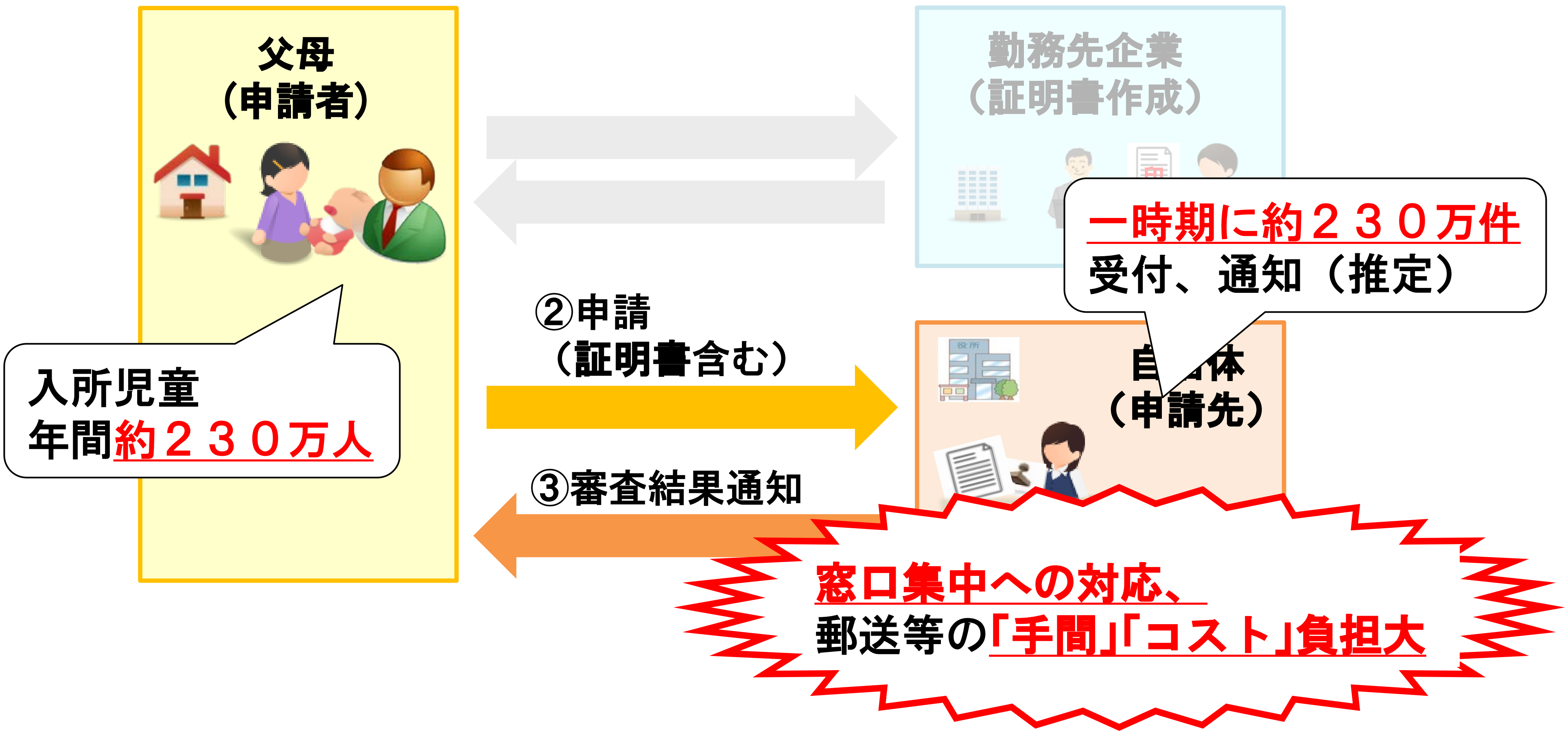

1.3　負担まとめ

父母（申請者）

複数訪問での**「手間」「時間」「コスト」負担大**

勤務先企業（証明書作成）

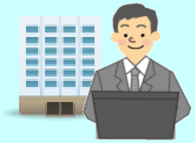

都度押印決裁、郵送等の**「手間」「コスト」負担大**

自治体（申請先）

窓口対応、郵送等の**「手間」「コスト」負担大**

経団連提言の抜粋①

保育所入所申請の効率化

市区町村指定の保育園入所希望申請書について、**「紙」＋「押印」の雇用証明**を企業が**手書き発行**しているが、自治体毎に申請書式が異なるうえ、**一時期に申請が集中**、かつ全員分を毎年作成するため、企業にとって**重い事務負担**となっている。

※出典：マイナンバーを社会基盤とするデジタル社会の推進に向けた提言
（2015年11月17日、一般社団法人 日本経済団体連合会）

経団連提言の抜粋②

電子証明書の利用ルールの簡素化・整合性確保

～略～　代表取締役の電子証明書は**「社長印」に相当**するものであり、その**利用許可を得るには煩雑な社内手続**が発生し時間もかかるため、日々の実務に組み込むことは困難であり、～略～

※出典：マイナンバーを社会基盤とするデジタル社会の推進に向けた提言
（2015年11月17日、一般社団法人 日本経済団体連合会）

２．本実証の狙い

2.1　電子私書箱活用の狙い

2.2　電子私書箱の役割

2.1　電子私書箱活用の狙い

●マイナンバーカード１枚で簡単手続

**父母
（申請者）**

マイナンバーカード

●自宅で1回申請、複数訪問不要
「手間」「時間」「コスト」減

**勤務先企業
（証明書作成）**

マイナンバーカード

●押印決裁、郵送等の負担減

**自治体
（申請先）**

マイナンバーカード

●窓口対応、郵送等の負担減

2.2　電子私書箱の役割

電子私書箱により、マイナンバーカード１枚だけで簡単手続

父母
（申請者）

電子私書箱

３つの主要な機能
- ①ワンストップ
- ②本人確認
- ③権限の確認

勤務先企業
（証明書作成）

自治体
（申請先）

2.2　電子私書箱の役割

①電子私書箱が<u>ワンストップ</u>で受付、処理を自動化
　⇒申請者の複数訪問不要

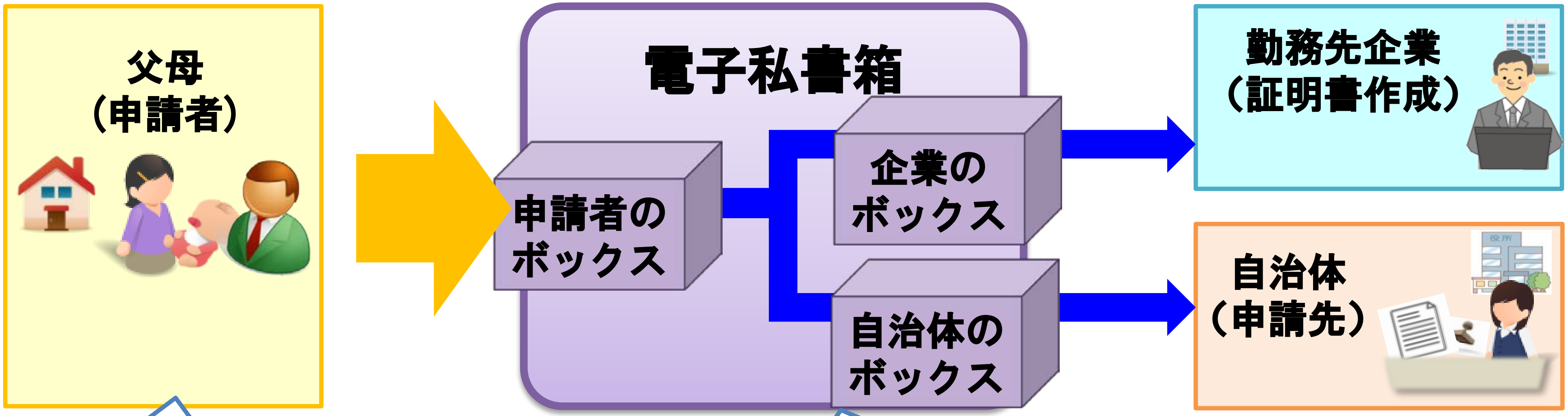

だけ、
企業、自治体にまとめて
申請（一回だけ）

電子私書箱が、ワンストップで受付、
企業、自治体への処理自動化

2.2　電子私書箱の役割

②電子私書箱が**本人確認**
⇒個々のボックスへはマイナンバーカード１枚だけでアクセス

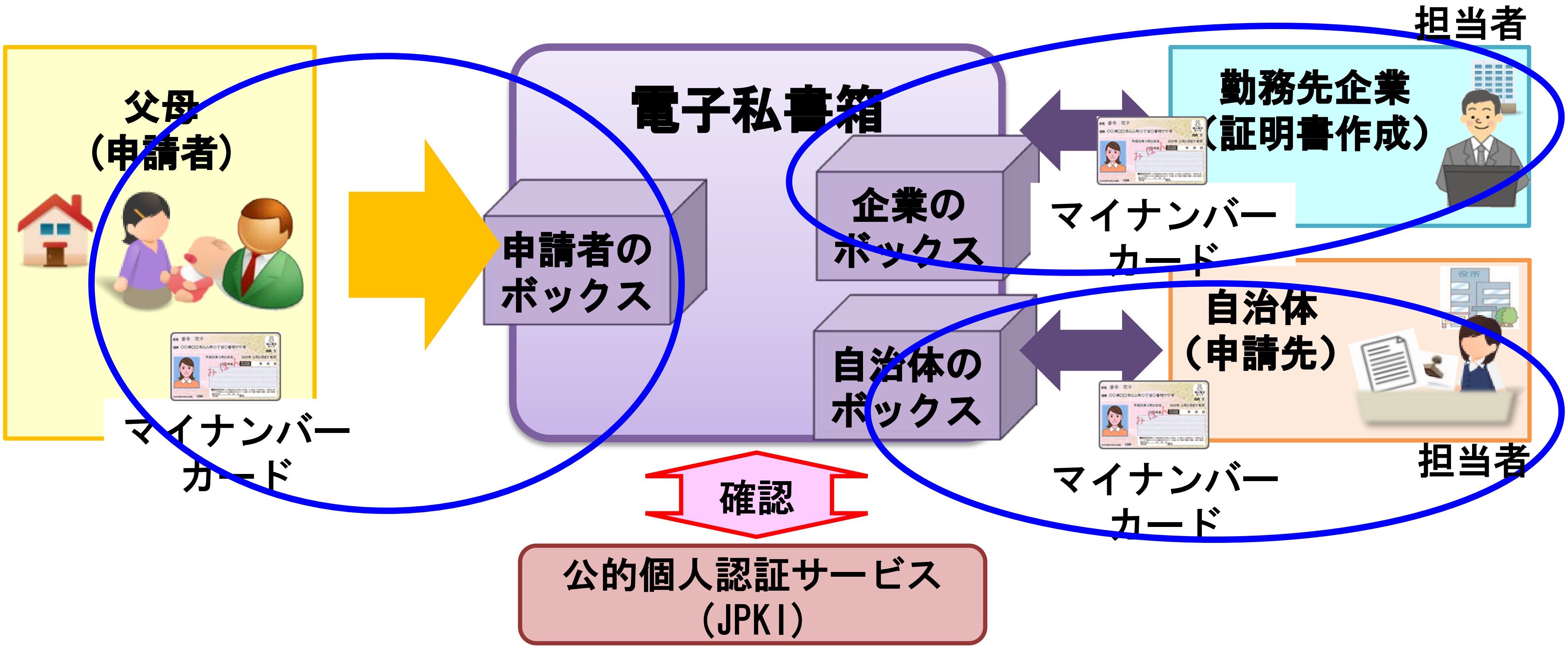

③電子私書箱が証明書発行**権限の確認**

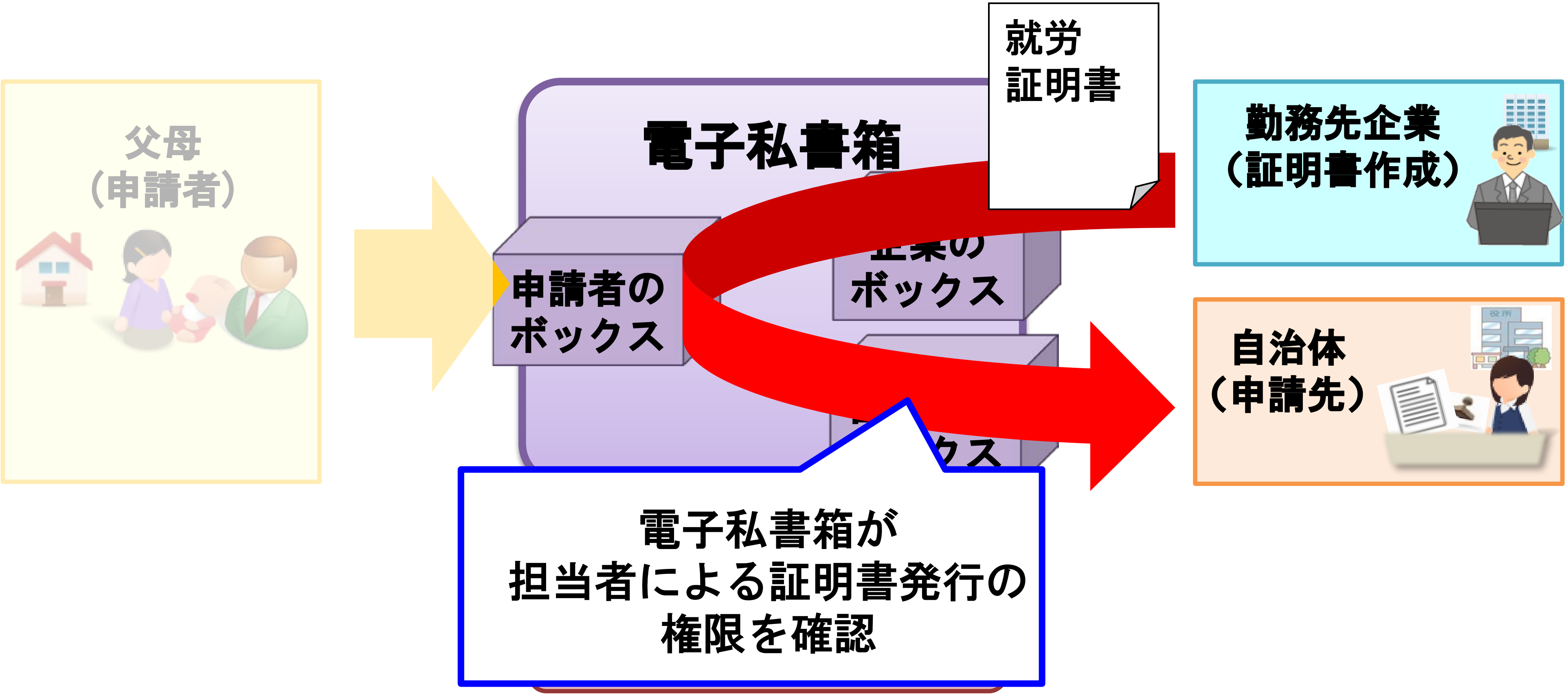

３．権限確認の実現方法

3.1　権限確認の実現方法（委任状）

3.2　制度検討の方向性

3.3　押印決裁の簡素化

3.1　権限確認の実現方法（委任状）

現状	紙の「証明書」は代表者の印を押印

企業の代表者

代表者による押印

証明書（代表印）

就労証明書(紙)

A会社
代表 ○○○○
代

3.1　権限確認の実現方法（委任状）

電子の場合	マイナンバーカードで電子署名

証明書（マイナンバーカード）

就労証明書（電子）

A会社
総務部　△田△男

個

担当者に
発行権限が
あることの
証明が必要

企業の担当者

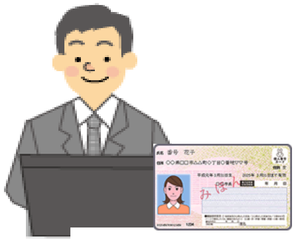

マイナンバー
カード

3.1　権限確認の実現方法（委任状）

電子私書箱の場合	証明書と委任状をセットで用いることで、担当者の権限を証明

証明書(マイナンバーカード)＋**委任状**(代表印)

就労証明書(電子)	就労証明の委任状（電子）
A会社 総務部　△田△男 担	A会社 代表 ○○○○ 代 A会社　総務部 △田△男 担

企業の代表者

企業の担当者

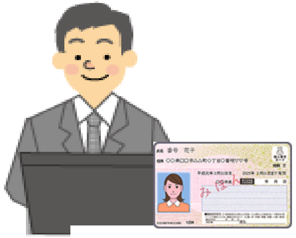

マイナンバーカード

電子私書箱が委任状の確認をしているので、自治体は安心

3.2　制度検討の方向性

自治体は安心して就労証明書を受け取れる

↓

就労証明書が、権限のある人によって作成
　⇒電子委任状が証明

↓

電子委任状が、代表者によって作成
　⇒電子私書箱が確認

↓

電子私書箱が、正しく確認
　⇒認定制度によって担保（法案検討中）

3．3　押印決裁の簡素化

電子私書箱の場合	権限委任により、都度の押印決裁が簡素化

都度の押印決裁が簡素化

担当者

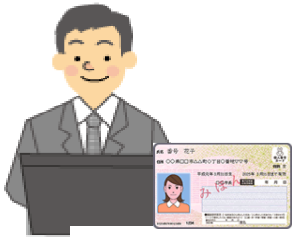

マイナンバーカード

代表者

就労証明書

委任状（電子）

●委任状により
<u>担当者が証明書発行</u>

●<u>委任登録時のみ</u>
代表者が電子署名、
電子私書箱が管理

4．まとめ

4.1　電子私書箱の効用

4.2　手続フロー

4.1　電子私書箱の効用

電子私書箱により、マイナンバーカード１枚だけで簡単手続

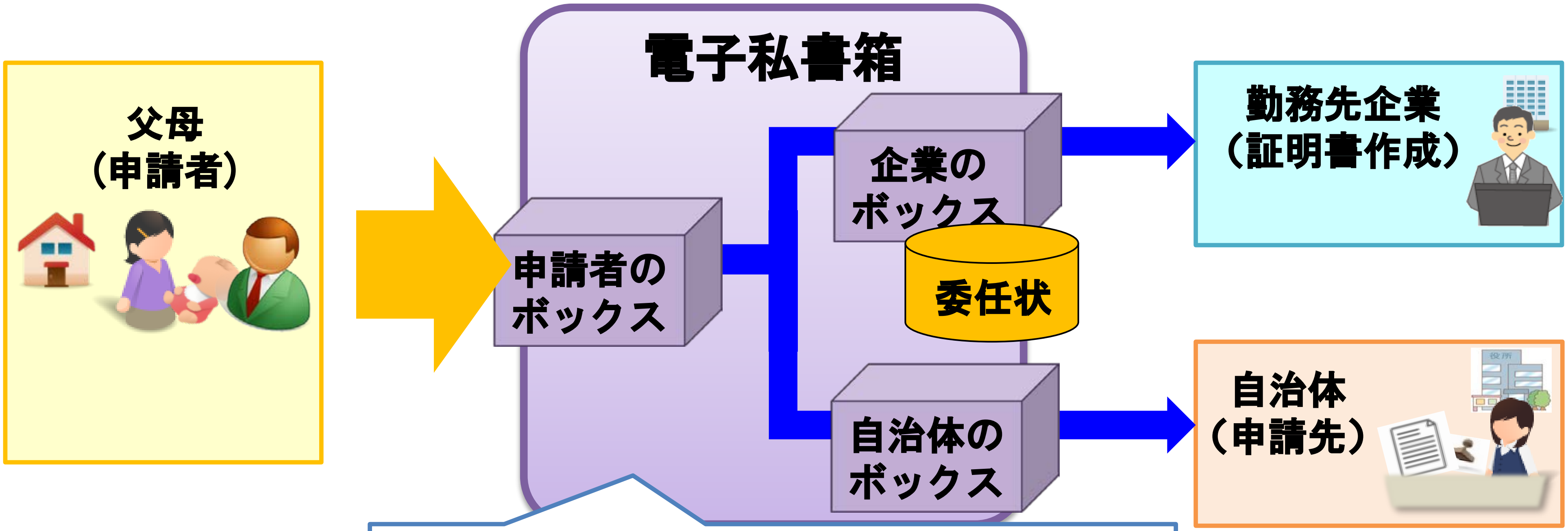

３つの主要な機能
①ワンストップ
②本人確認
③権限の確認

4.1　電子私書箱の効用

電子私書箱により、マイナンバーカード１枚だけで簡単手続

父母
（申請者）

マイナンバーカード

●自宅で1回申請、複数訪問不要
「手間」「時間」「コスト」減

勤務先企業
（証明書作成）

マイナンバーカード

●押印決裁、郵送等の負担減

自治体
（申請先）

マイナンバーカード

●窓口対応、郵送等の負担減

4.2 手続フロー

事前準備

保育所入所ワンストップ申請

シーン０

【担当】【代表者】

勤務先企業による委任状の準備

シーン１

申請者によるワンストップ申請
（同時に、
保育所入所と
証明書申請の
２つの申請）

シーン２

勤務先企業による就労証明書の発行

シーン３

自治体による申請の受付・通知

【シーン０】勤務先企業による委任状の準備

現状	今後
都度の押印決裁で負担大	押印決裁は**委任状登録時のみ**

1．マイナンバーカードでログイン

↓

2．委任状（案）の作成・承認依頼

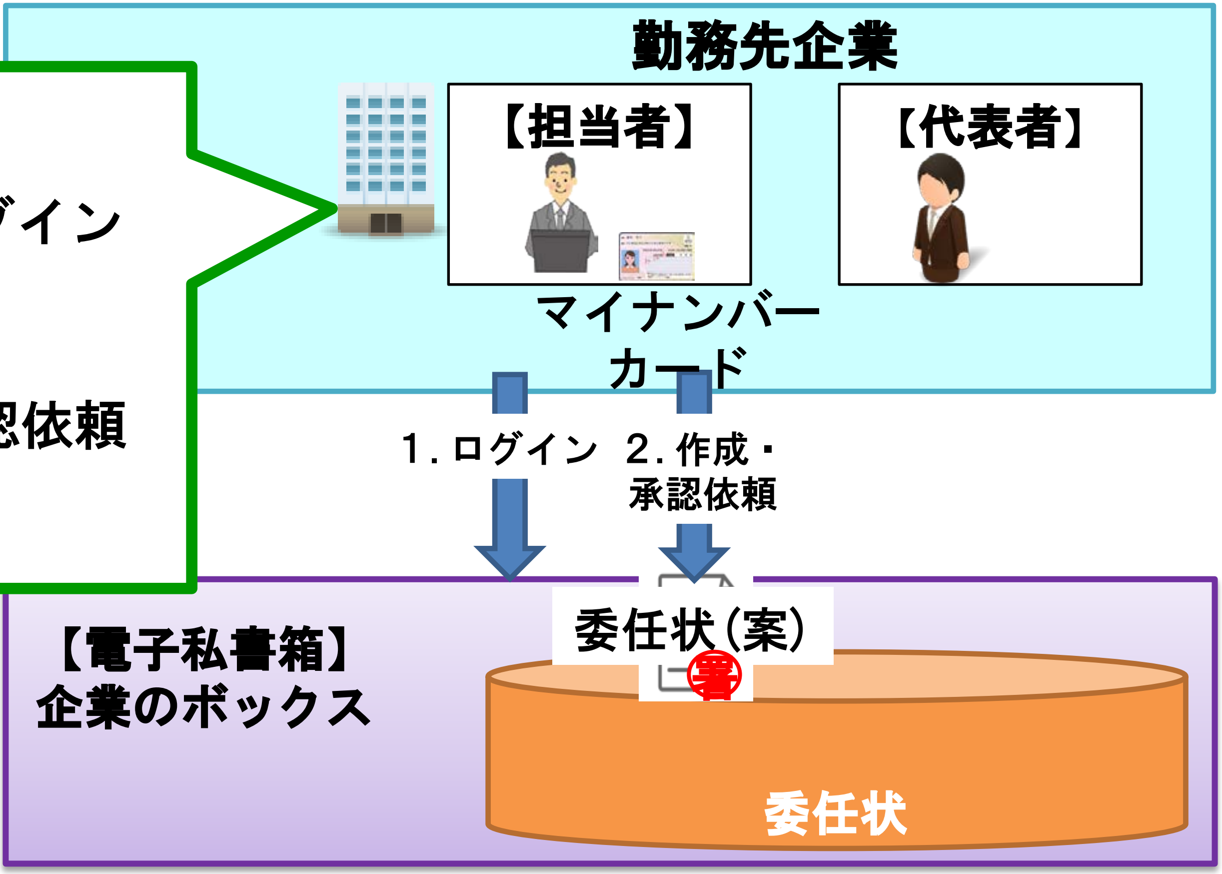

【シーン０】勤務先企業による委任状の準備

現状	**都度**の押印決裁で負担大	今後	押印決裁は**委任状登録時のみ**

１．法人カードでログイン

２．「委任状（案）」 の内容確認

３．承認・登録

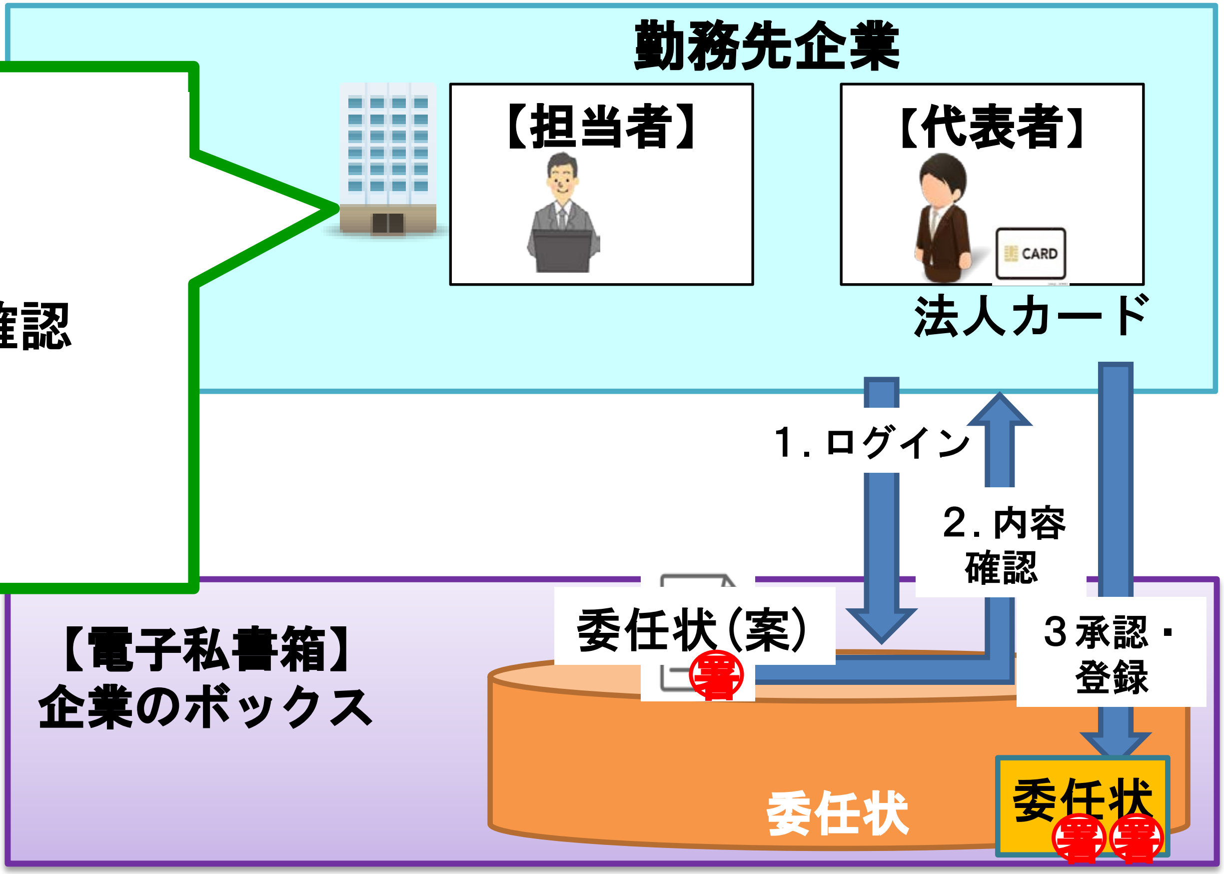

【シーン１】申請者によるワンストップ申請

現状	**複数訪問**で、 「手間」「時間」「コスト」負担大

↓

今後	**自宅で1回申請**、複数訪問不要 「手間」「時間」「コスト」減

1．マイナンバーカードでログイン

↓

2．申請情報の入力

↓

3．署名・送付

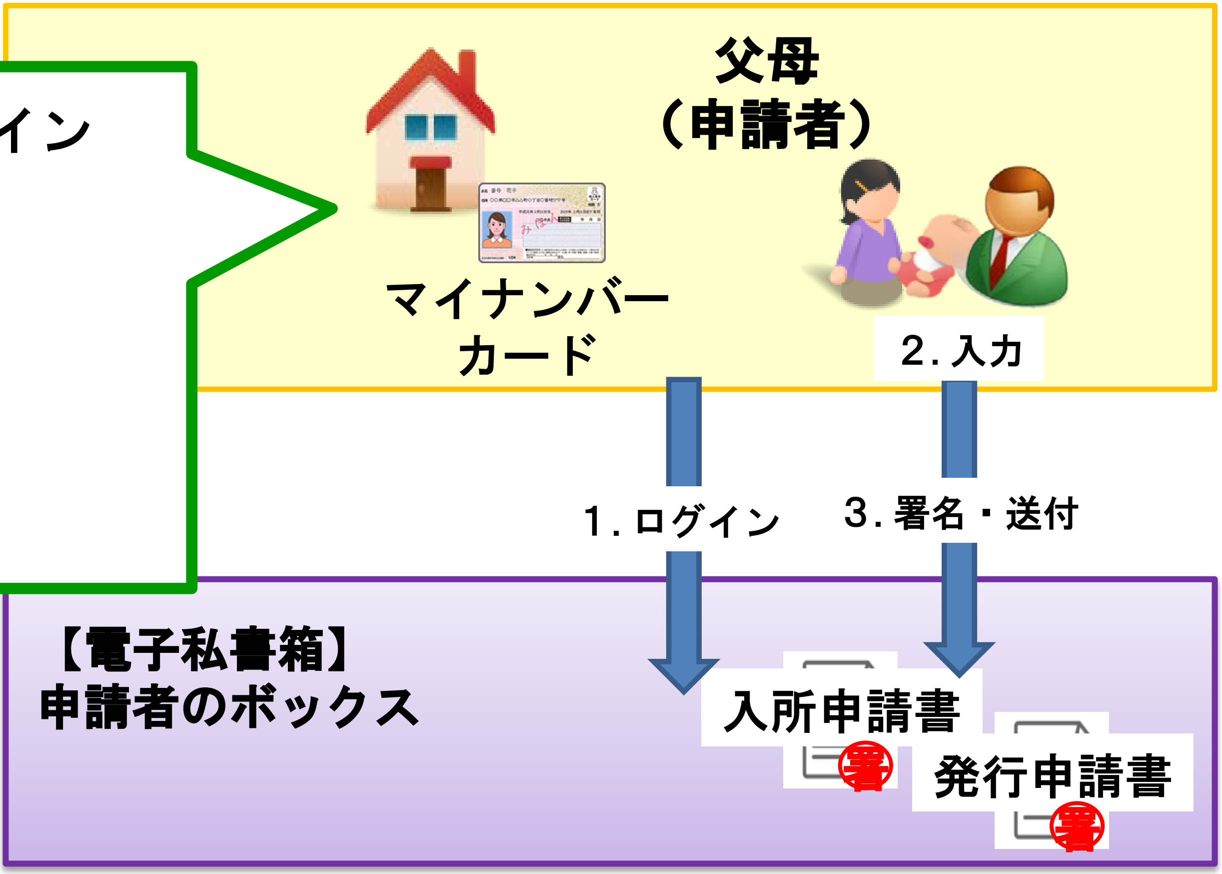

【シーン１】申請者によるワンストップ申請

現状	**複数訪問**で、 「手間」「時間」「コスト」負担大

今後	**自宅で1回申請**、複数訪問不要 「手間」「時間」「コスト」減

1．マイナンバーカードでログイン

2．申請情報の入力

3．署名・送付

マイナンバーカード

父母
（申請者）

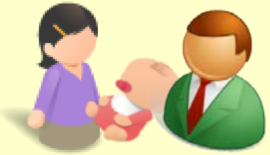

【電子私書箱】
申請者のボックス

入所申請

署

発行申請書

署

企業のボックスへ

【シーン２】勤務先企業による就労証明書の発行

現状	**都度**の押印決裁、 郵送等「手間」「コスト」負担大
今後	押印決裁は**委任状登録時のみ**、 郵送等「手間」「コスト」負担減

1． マイナンバーカードでログイン

2． 申請情報の取得

3． 就労証明書作成・送付

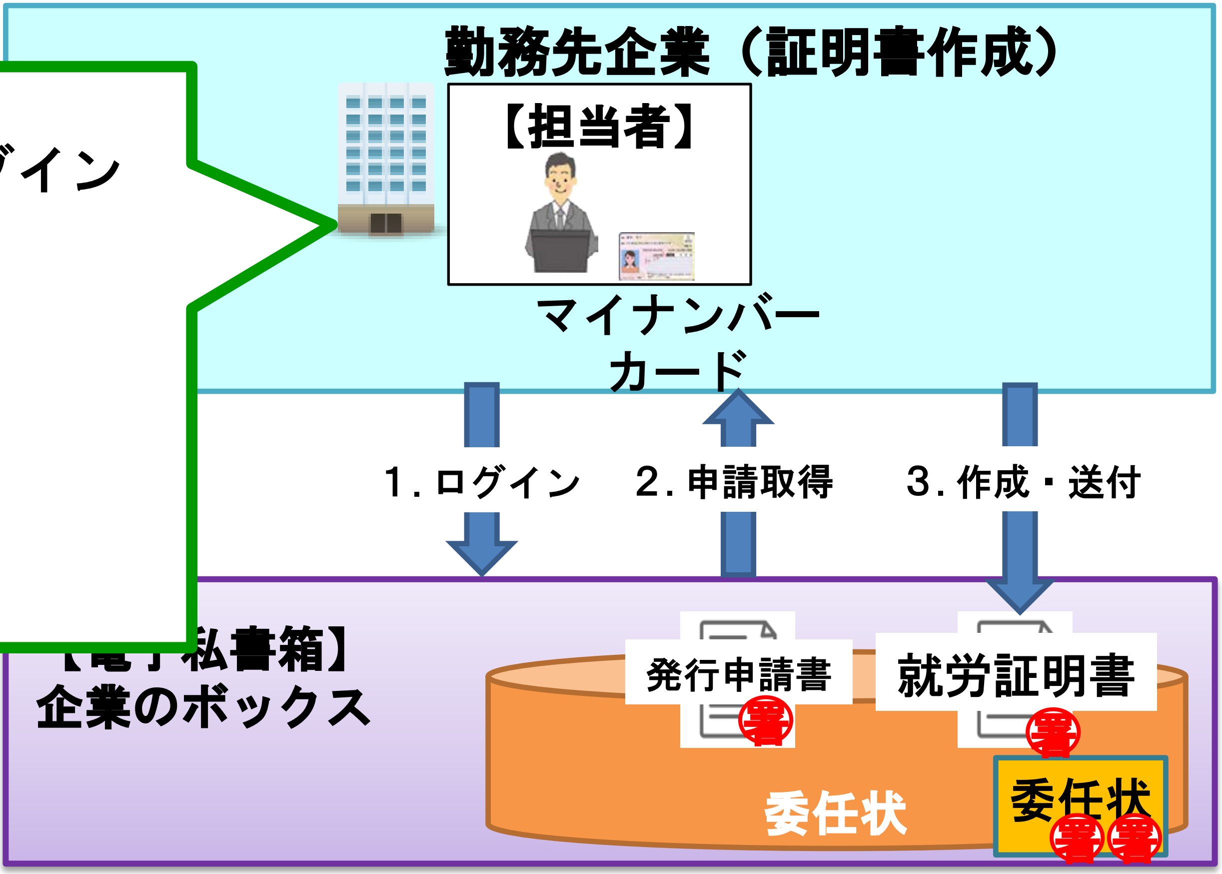

【シーン２】勤務先企業による就労証明書の発行

現状	今後
都度の押印決裁、 郵送等「手間」「コスト」負担大	押印決裁は**委任状登録時のみ**、 郵送等「手間」「コスト」負担減

勤務先企業（証明書作成）

マイナンバーカード

1．マイナンバーカードでログイン

2．申請情報の取得

3．就労証明書作成・送付

【電子私書箱】
企業のボックス

発行申請書 署
就労証明書 署
委任状 署 署
委任状

申請者の入所申請書と合わせて自治体のボックスへ

【シーン3】自治体による申請受付・通知

現状	窓口対応、 郵送等「手間」「コスト」負担大

今後	窓口対応減、 郵送等「手間」「コスト」負担減

1．マイナンバーカードでログイン

2．申請書類一式受付

3．審査

4．申請者へ結果を通知

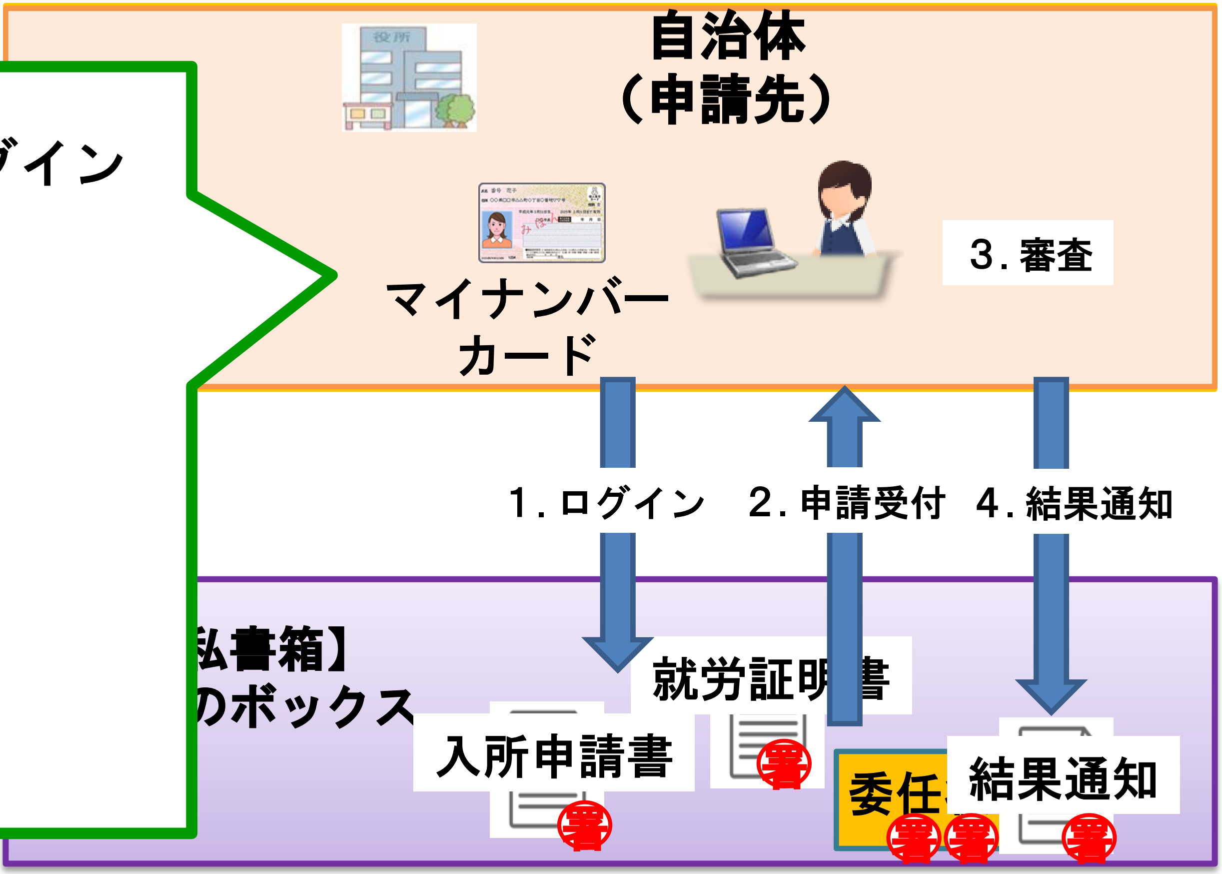

【シーン３】自治体による申請受付・通知

現状	窓口対応、 郵送等「手間」「コスト」負担大

今後	窓口対応減、 郵送等「手間」「コスト」負担減

１．マイナンバーカードでログイン

２．申請書類一式受付

３．審査

４．申請者へ結果を通知

自治体
（申請先）

マイナンバーカード

私書箱】
のボックス

就労証明書

入所申請書

委任

結果通知

申請者のボックスへ

手続状況の確認方法

- **電子私書箱で手続の状況を確認**

申請者

➢ 電子私書箱にログインして手続状況を確認
（各機関での受付、発行済み等のステータス）

➢ 進捗があった際、プッシュ通知の受取が可能
（事前にメールアドレスの登録が必要）

勤務先企業　**自治体**

➢ 申請者から申請があった際、プッシュ通知の受取が可能
（事前にメールアドレスの登録が必要）